

告示

埼玉県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	石田 明	埼玉県羽生市大字上手子林千九十六番地
同	井上 賢二	同 同 同 中手子林五百八十五番地
同	大門 代治	同 同 同 同 百四十五番地
同	五月女 八郎	同 同 同 同 千七十九番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	須山 知延	埼玉県羽生市大字中手子林百四十六番地口
同	長谷川 良勇	同 同 同 同 五百九十番地一